

実務研究

日本税務会計学会
平成25年12月 月次研究会



木下純一 [日本橋]

家族観と民法、税法、そして憲法を考察する

1 序

「家族」という概念に係る法律は多々あるが、改めて「家族」とその周辺の

2 家族 〇〇?

普段、「家族」というものが何か、考えることはあまりないと思うが、改めて「家族」を考えてみると、はて、何かな?と思うのではないだろうか。

(1) 戦前の家族観

戦前の家族観は、「家(イエ)制度」に基盤をおき、「家」と「家長制」を二つの大きな要素としていた。「イエ」という家族集団の一体的結合と継続的發展を重視し、家族の人々を「イエ」に従属する存在とみなした。家長権の相続(家督相続)本家、分家などの階層性を構築していた。

これは、戦前の国家観、天皇を頂点とする元首と臣民の思想に通ずるものである。この思想のもとに中央集権国家を形成していった。

(2) 戦後の家族観
家制度は、廃止され、夫婦を基礎とした家族観に変容した。

GHQの憲法草案の過程で、戦前の「イエ」思想により、婦女子が親の意向一つで婚姻を強制された実態を知っていたべ

税法を含む法律問題を考察してみたい。

「憲法第24条」婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立し、夫婦が平等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

「イエ」の都合で、婚姻の押しつけから(女子)解放され、夫に従属を強いられない精神が保障された。

ただし、女性に自律するだけの経済的環境が整っていなかったで、夫が働き、妻が、子育て、家事を行い、家庭を守るという、戦前の「イエ」を踏襲する家族観であった。従って、夫が、妻と子供を扶養することが当たり前と考えられた。

(3) 現代の家族観
家族、夫婦の概念が変化している。事実婚である。

① 若年の場合
入籍にこだわらない(同棲?)傾向がある。出生時から姓が変わることにより仕事上のテ

クリットを考える。

パートナーと添遂げる自信が無い、あるいはいつでも関係を解消できる状況(戸籍が汚れない?)にしておきたい。等の理由があるのか?

② 高齢者の場合
婚姻届を出して、法定相続人(配偶者)になると、他の推定相続人の法定相続分が半減してしまう。推定相続人への配慮からか?

③ 婚外子の問題
婚外子というと陰湿なイメージを感じるが、現代は事実婚ゆえの出産、パートナーが子供を望まない為別れても出産する女性が増えている。(勿論、所謂「不倫の子」もいるが)一括りに論じられない状況にある。

なお、今後、将来はもっと多様性のある家族が形成されることだろう。例えば、性同一性障害のカップルの結婚、出産(遺伝的血縁関係のない)家族、同性婚による夫婦等。

1. 法律上の家族の規定
現在、法律で規定されているものの中からこのテーマに関するものをいくつか掲げる。

- (1) 民法では、第725条以下に第4編「親族」で規定されている。
- 民法第725条
1. 親族とは、民法725条
- 2. 親等内の血族
- 3. 配偶者
- 3. 親等内の姻族
- 民法730条
3. 特別養子
民法817条の2、同法817条の8
- (2) 戸籍法では、次のよ

うな規定がある。

戸籍法第14条 戸籍の記載事項
第四号 実父母の氏名及び実父母との続柄
第五号 養子で有るときは、養親の氏名及び養親との続柄

第六号 夫婦について
同法第49条 出生届
第一号 子の男女の別及び嫡出子又は嫡出でない子の別

第三号 父母の氏名及び本籍:
嫡出の意味 相続分が非嫡出子であったことからの区分であるとするれば、この記載は不要と考えられる。(この条項の削除は、自民党他の反対で否決されている。この項目は、「差別」と考えられるが)

(性同一性障害で、性別変更が許可された場合)
同法第20条の4 性別の取扱変更審判の場合の新戸籍
:当該性別の取り扱ひの変更の審判を受けた者について新戸籍を編製する

住民基本台帳法の規定
第7条
1 氏名
2 生年月日
3 男女の別
4 世帯主(同居者)
5 本籍地
6. 7 略

2. 税法上の「家族」に関する規定
税法上、「家族」に係る規定を掲げる。税法は、民法の「親族」に規定されているものをそのまま援用している。

- ① 所得税
- (1) 扶養控除
- ② 配偶者(配偶者特別)控除
③ 寡婦、寡夫控除
④ 寡婦、寡夫の要件等
同族会社の判定・親族
① 配偶者の税額軽減
② 配偶者の税額軽減
③ 配偶者の税額軽減
④ 配偶者の税額軽減
⑤ 配偶者の税額軽減
⑥ 配偶者の税額軽減
⑦ 配偶者の税額軽減
⑧ 配偶者の税額軽減
⑨ 配偶者の税額軽減
⑩ 配偶者の税額軽減
⑪ 配偶者の税額軽減
⑫ 配偶者の税額軽減
⑬ 配偶者の税額軽減
⑭ 配偶者の税額軽減
⑮ 配偶者の税額軽減
⑯ 配偶者の税額軽減
⑰ 配偶者の税額軽減
⑱ 配偶者の税額軽減
⑲ 配偶者の税額軽減
⑳ 配偶者の税額軽減

この記載があり

(3) 同居期間が1年以上(相続の場合は、5年以上)であること。
准配偶者は、配偶者に準じた取扱にされる。なお、法定相続人にはならない。

住民基本台帳法の取扱
第7条の記載事項に、「准配偶者」の旨を記載する。

4. 税法の改正
今まで、民法等で規定しているものをそのまま税法に援用してきて、それほど問題も無かったが、家族の実情が変わってきて、新たな不公平が生じている。そこで、以上論じたことを踏まえて以下の改正を提案したい。

(1) 所得税
① 配偶者控除の対象者に「准配偶者」を加える。また、配偶者の所謂103万円の壁による女子労働の制限の解除のため、配偶者控除を廃止しようという意見もあるが、「配偶者特別控除」の金額を、38万円を超え40万円未満は38万円となつていくのを、38万円を超え、85万円(給与額が150万円)未満は、38万円とすれば、配偶者の給与が150万円までの者については、38万円の控除が受けられる。

② 寡婦控除を、死別した(生死不明を含む)に限定する。
③ 「一人親子育て控除(仮称)」を規定する。
一人親子育て控除の要件
親1人(男女を問わない)で生計を一にする20歳未満の子を扶養していること(控除額等については、従前の寡婦控除

に準ずる。)その理由として
①については、入籍の有無で配偶者控除の適用を判断するのではなく、配偶者としての実態を有する者に「配偶者控除」を適用させるものである。
②、③の寡婦控除の適用を死別と、その他に区分し、②は、死別、③は、所謂未婚の母、未婚の父に対しても「所得控除」を設け、1人親の、子育ての一助になればと思つてのことである。今の規定は、婚姻歴の有無で判断される。婚姻歴の有無で適用、不適用を決めるのは、実態に合っていないのではないかと。婚外子の存在を一律に蔑視して無視しているのではないかと?
少子化対策にもなるのではないかと?
② 法人税 同族会社の判定の際、親族を上記の範囲とし、准配偶者を加える。
もっとも、この表現ではないが、「特別利害関係人」として、課税対象を増やす方向のものは、

3 憲法の改正点

最後に、憲法にも触れたい。私は「改憲支持者」である。それは、憲法はその時代時代にふさわしいものにしておくべきと考えるからだ。ただし、憲法9条は、改憲の必要を感じない。改憲したいのは、第24条ではないか?

現代は、また将来は益々、家族、婚姻関係が多様化していくことだろう。自民党が考える家族には、家族を中心とした、戦前の家族観に回帰し、国家主義を構築する意図がみら

既に税法は取り込んで

(3) 相続税
① 配偶者の税額軽減に
② 配偶者は適用しない。
③ 小規模宅地の適用に
④ 配偶者を加える。
⑤ 相続税の2割加算の対象外とする。

既に述べた様々な理由により、入籍していないが、実質「配偶者」の立場にいる者に、相続発生時に、全くの第三者として扱って良いものであろうか?

そこで、「准配偶者」という概念を導入し、他の推定相続人の相続分の侵害をしない範囲で財産を相続させたい。特に、③については、法定相続人には該当しないので、財産の移転は遺贈に依ることになるが、法律上の配偶者ではないため、相続税の2割加算(相続税法第18条)の対象になつてしまふ。①の税額軽減は、適用されないにしても、2割加算の対象からは外し、その後の生活の安定を図つてはどうか?

である。今の憲法では、「両性の合意」とあり、同性婚は認められない。そこで、憲法第24条の「両性の合意」を「当事者の合意」に変え、「同性婚」が認められるのではないかと?

置く必要はないと思われる。